

<<福岡市役所本庁舎西側ふれあい広場利用規定>>

お申込みをされる前に、下記の利用規定を必ずご一読ください。

はじめに

天神まちづくり共同事業体（以下、運営事務局という。）では、広場の活用・運用についての基本コンセプトを次のように考えています。

- ・『**都心の賑わいづくりの中心核**』
都心である天神エリア全体の魅力や集客力の向上に寄与する。
- ・『**観光客が訪れたいくなる広場**』
福岡を訪れる人に体験や情報を提供し市内での滞在時間増などを促す。
- ・『**チャレンジを創りだす広場**』
これからの福岡を担う可能性にあふれた【ヒト】【モノ】【コト】を呼び込む。
- ・『**つながりと絆を育む広場**』
【市民】と【まち】と【多様な活動を展開している事業者】とを結びつける。

広場については、上記を踏まえたうえで、これまで実施されてきた「観光PRイベント」や「物産展」に加え、商品販売や車輛の展示などの「企業PR」や、ステージを活用した「演奏会・発表会」など多目的な用途にご利用いただけます。

ただし、広場の利用にあたっては、イベントの一部に行政が推進している施策等に係る内容、企業による社会貢献活動の取り組み等をPRするなど、公益的な内容を取り入れる必要がありますのでご注意ください。

1) 申込み手続き及び利用の承認

【仮申込】

利用者は、運営事務局に広場の利用状況をお問い合わせいただいた後に「仮申込書」、「イベント企画概要書」をご提出いただき、広場の利用方法として問題がない場合に「仮申込」が完了します。口頭のみでの仮申込は受け付けておりません。仮申込時には、利用者がイベントの実施を正式に決定する「決定予定日」を運営事務局の担当者に必ずお伝えください。仮申込の有効期限は仮申込完了から原則1か月間とさせていただきますので予めご了承ください。

【本申込】

イベント実施が正式決定いたしましたら、速やかにその旨を運営事務局の担当者にご連絡ください。

正式決定のご連絡を頂きましたら「本申込書」に必要事項を記入の上、提出して頂いた時点で本申込の完了とさせていただきます。

本申込書とあわせて、「イベント企画書」、「会場レイアウト図面」を提出の上、運営事務局の担当者と打合せを行ってください。

上記の手続きを行って頂けない場合は利用のキャンセルとみなします。

(原則仮申込より1か月以内)

本申込み後、運営事務局及び福岡市（以下、施設所有者という。）にてイベント企画内容の審査を行い、利用に問題がないと判断された場合に、広場の「利用承認」を行い、利用申込が確定いたします。

【催物開催届等について】

利用者は、イベント開催日10日前までに「催物開催届」に必要事項を記入の上中央消防署に提出してください。なお、その写しを必ず運営事務局に提出してください。

※そのほか、中央消防署（補助イス使用、火気使用等）、中央警察署（大規模イベント開催、歩道でのチラシ配布等）、中央区保健福祉センター（食品提供、温泉利用等）、福岡税務署（酒類販売等）への諸届けが必要な場合の手続きも同様とします。

【その他の提出】

市庁舎の分電盤からの電源の供給を受ける場合は、電気利用申請書、幹線図系統図等の電気図面の提出をお願いします。

必ず天神まちづくり事業体担当者及び福岡市役所担当職員と事前打ち合わせを行ってください。

【広場利用の条件】

広場利用にあたり次の事項を遵守してください。

- (1)利用者の広場利用中に、広場または広場の建築物、付属設備、備品等を毀損、汚損、滅失させたときは（来場者、作業員等の関係者によるものも含む）、利用者に損害を賠償していただきます。損害賠償は、運営事務局より利用者へ実費を申し受けます。についてはイベント保険等必要な保険にご加入ください。
- (2)開催イベントについては、案内誘導に十分な人員と車両を伴う搬出入時に必要な警備員を必ず配置し、通路の確保等、安全面の確保を最優先に行ってください。また複数日連続で開催するイベントについても夜間警備の配置をお願いいたします。広場の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、運営事務局及び施設所有者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- (3)地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力によって広場の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害については、運営事務局及び施設所有者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (4)イベント実施における来場者等とのトラブルにつきましては、利用者にて対処してください。なお、トラブルの内容については、運営事務局に報告してください。
- (5)イベント実施によって発生したゴミは、利用者にて適正に処分してください。なお利用後は会場の清掃を行い、原状回復をしてください。原状回復後、点検を行います。清掃・回収業者のご案内を行いますので、事務局までお問い合わせください。
- (6)広場内は禁煙となっておりますので遵守ください。
- (7)その他調整が必要となる事項、禁止されている行為がありますので事前にご相談してください。

2) 利用のキャンセル

利用承認を受けた後のキャンセル及び日時の変更に関しては、以下のキャンセル料を申し受けます。

1. イベント開催予定日の30日前まで料金の50%
2. イベント開催予定日の30日前～当日まで料金全額100%

3) 料金・支払

料金は以下のとおりです。利用料金は原則として事前に申し受けます。

利用承認後、ご請求いたしますので、指定期日までに運営事務局指定の口座にご入金いただきますようお願いいたします。なお、ご入金にかかる振込手数料は利用者負担とさせていただきます。また、その他料金（電気料金等）については、イベント終了後、ご請求させていただきます。

【基本料金】

- 1.平日：396,000円/日（税込）
- 2.土・日・祝日：660,000円/日（税込）

※利用時間は8：00～21：00

※但し、地方自治体等、天神でのまちづくり活動支援や新たな取り組みに貢献する事業、公的な役割を担うNPO法人や障がい者団体、まちづくり活動団体などが実施する事業については、料金の減免を適用する場合がありますので、運営事務局までお問い合わせください。

【設営・撤去時の料金】

設営から開催日、撤去には、立会い手数料・調整費として料金が発生します。

平日：12,000円/時間(税別)、土日祝：20,000円/時間(税別)

※イベントの転換により同日に設営/撤去が重なる場合は、協議の上、料金を別途設定させていただきます。

【設備利用料金】

広場に付帯する下記の設備の利用が可能です。設備の利用にあたっては、運営事務局の指示に従ってください。なお、設備利用にかかる電気料金、水道料金等については、実費をお支払いいただきます。

1.ステージ付帯設備/無料

- A:電動昇降バトン2箇所/無料
- B:LED45Wスポットライト28個/無料
- C:フック33個/無料

※昇降バトンの耐荷重は100kg。仕様は別紙参照。昇降は運営事務局が作業いたします。

※スポットライトは可動しません。また光量調整も不可。利用の際は運営事務局が作業いたします。

※フック利用の際は、別途足場が必要になります。

フック1個の耐荷重は50kgです。

2.音響機器/無料

スピーカー：ステージ上スピーカー2台/移動式スピーカー4台

モニタースピーカー2台

機器：アンプ3セット/マルチプロセッサー/ミキシングコンソール

マイク：有線5本/ワイヤレス1本

※音響機器の搬出入、オペレーターは運営事務局の指定業者に発注をお願いします。

3.移動式ステージ/無料

最大：幅12.2m×奥行き6.1m×高さ0.9m

ステージの広さは、幅2.44m×奥行き1.22mの台（25台）の組合せによる設定が可能です。

※ステージ搬出入・設営は運営事務局の指定業者に発注をお願いします。

4.ステージ電源/広場電源/給排水設備/無料

仕様・容量などは別紙をご参照ください。

※電源設備・給排水設備を使用する場合は、電気料金、水道料金等の実費を請求いたしますので、利用前後にメーターの確認をいたします。

また、通電時には、福岡市役所担当職員の立会いのもと通電確認が必要です（ただし、水曜日を除く平日の10：00～16：00のみ）。その際、電気点検費として¥9,900(税込)が発生します。

5.屋外照明

夜間・早朝の作業時の灯りとして利用できますが、イベント開催時の利用は推奨していません。

4) 搬入・搬出作業

搬入・搬出、設営・撤去は事前の打合せに基づき利用者にて行ってください。必要書類（工程表・関係車両一覧・警備計画・作業者名簿、運営マニュアルなど）を搬入・搬出日の10日前までに提出してください。

5) 広場利用制限に関する事項

次の場合は利用の承認はできません。また既に承認している場合、あるいは使用中でも、下記の事項に抵触する行為があると運営事務局又は施設所有者が判断した場合は使用の中止をさせていただくことがあります。その際の利用者の損害については運営事務局及び施設所有者は損害補償を致しません。

【利用制限する事項】

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下、風俗営業等という。）の敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせること。
 - (2)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)に定める項目を遵守していない場合
 - (3)公の秩序を乱し、または公序良俗に反するおそれがあると認められた場合
 - (4)常設の構築物を設置、又は建物への取付加工、重量物等により建物設備等に悪影響を与えると認められた場合
 - (5)大音響、異臭などにより、公衆の不快の念を与えるものやゴミその他汚染物を破棄すること
 - (6)通行人に危害迷惑を与えるおそれのあるもの
 - (7)政治活動、宗教活動、及びそれに類するもの
 - (8)関係諸官庁から中止命令が出た場合
 - (9)広場などの使用权を第三者に譲渡、転嫁したとき、又は他の権利を設定したとき
 - (10)使用目的や内容を無断で変更したとき
 - (11)その他、運営事務局及び施設所有者が不適切と判断するもの
- ※業種、業態によってはお受けできない場合がありますので、お申込み時にお問い合わせください。

6) 免責事項

運営事務局及び施設所有者は利用者の以下の損害についてその責を負いません。

- (1) 運営事務局及び施設所有者の責に帰することのできない事故及び災害ならびに運営事務局及び施設所有者が行う建物、施設、設備の修繕、変更、改造工事、維持保全作業により生ずる諸サービスの不足及び使用停止により利用者に発生した一切の損害。
- (2) 地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力による災害、盗難・紛失等運営事務局及び施設所有者の責に帰することのできない事由により、利用者所有の諸設備、サーバー・パソコン等のハードウェア及びソフトウェア等が滅失、破損、紛失若しくは故障し、これにより生じた利用者の損害。
- (3) 広場は福岡市防災計画において「地区避難場所」に指定されており、震災及び大火災により人命に大きな被害が予測される場合には住民の避難場所になります。その場合は開催中であってもイベントを至急中止し、住民の避難を優先することにより生じた一切の損害。

7) その他

- (1) 広場利用期間中は利用者の責任者を現地に常駐させ、常に連絡を取れる状態にしてください。
- (2) 大型の広告看板等の設置物がある際は、都市景観条例による審査が必要です。審査に1ヶ月程度かかりますので、早めにデザイン・仕様を運営事務局にご提出ください。
- (3) 広場利用に関し、この規程に定めるものの他は運営事務局の担当者の指示に従ってください。
- (4) 天災や不可抗力により会場利用に支障が発生した場合は別途、利用者と運営事務局において協議する場合があります。

< 運営主体 >

天神まちづくり共同事業体

◆お問い合わせ先

< 福岡市役所ふれあい広場運営事務局 >

西日本新聞社地域づくり調査室内

TEL : 092-711-5021

FAX : 092-711-5032